

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、定期監査を那珂川市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 27 日

那珂川市監査委員 和志武 三樹男
那珂川市監査委員 田中 夏代子

記

第 1 監査の概要

1 監査の種類

財務監査（定期監査）

2 監査の対象

教育部

教育総務課 学校教育課 教育指導室 社会教育課 文化財課
スポーツ課

3 監査の範囲

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの財務に関する事務の執行状況

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。

5 監査の実施日

令和 8 年 1 月 14 日(水) 教育総務課 学校教育課 教育指導室
令和 8 年 1 月 15 日(木) 社会教育課 文化財課 スポーツ課

6 監査の実施内容

事前に関係書類の提出を求め、提出された関係書類にもとづいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部改善を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

なお、措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項に基づき、当該措置の内容を通知すること。

1) 給食用みかんジュース助成金について

本件は、各学校において、給食にみかんジュースを提供する際に、その一部を学校に助成するものである。

本事業の根拠とした県の助成制度はすでに廃止されている状況で、本市独自で助成を継続しているようであるが、当初の目的は損なわれていると考える。

今後も事業を継続するのであれば、その必要性と目的を現状に則したものに直すべきである。